内航海運業法に基づく変更登録・軽微変更届出等必要書類一覧表

		変更登録申請																	報告	軽微変更届出															届出				
		使用船舶の増加							使用船舶の減少					船舶に関する変更				事業変更		貸渡先・借受先・管理先関係の変更								社名等の変更					運送形態の変更		事業追加					
		新造	買船	他事業から転用（臨投含）	新造船傭船	既存船傭船	転用船傭船	管理船舶増加	売船（国内・海外）	沈没・解撤	他事業への転用	傭船解除	管理船舶減少	総トン数の変更	長さの変更	船種（用途）変更	新造・改造の予定総トン数に対し10%又は30総トンを超える変更があった場合	船舶の管理をする事業への変更（旧みなし貸渡業に限る）	新造・改造船完成報告（建造予定の船舶について登録を受けた場合）	貸渡先変更	代表者変更	貸渡先名称・住所・	借受先変更	代表者変更	借受先名称・住所・	船舶管理提供先変更	船舶管理提供先名称・住所・代表者変更	船舶管理提供元変更	船舶管理提供元名称・住所・代表者変更	名称・代表者・住所変更	所属する海運組合の変更	使用する船舶の名称	営業所の名称及び位置	航路の変更	貸渡しする事業から運送する事業（自営）に変更	運送する事業（自営）から貸渡しする事業に変更	船舶の管理をする事業の追加	RORO船、コンテナ船により内航運送をする事業を行おうとする場合	運送約款を変更しようとする場合	事業を休止した場合	事業を廃止した場合	事業の譲渡譲受、相続、合併、分割があった場合
申請・届出書	変更登録申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○*9																							
	軽微変更届出書																			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○*11					
	新造・改造船完成報告書																		◇																					
	届出書																																			○*4	○*5	○*6	○*7	○*8
添付様式	使用船舶の明細	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○	○					
	主要取引先の氏名、名称及び住所等	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲			▲		▲		▲	▲			▲	▲	▲	▲						○	○	▲					
	資金計画	○	○	○	△	△	△	△						○	○	○	○	△																						
	船員配乗計画	△	△	△	△	△	△	○						△▲		△▲	△▲	○		△▲		△▲		△▲		△▲														
	内航貨物定期航路事業の明細	■	■	■	■	■	■																									■								
添付書類	売買契約書（写）*2		○						○																															
	傭船契約書（写）		○	○		○	○												○	○		○											○							
	傭船保証書（写）	○			○																																			
	船舶管理契約書（写）							○*12																○*12	▲	○*12	▲								○*12					
	解撤証明書（写）*2									☆																														
	船舶登録事項証明書*2		○	○					◇	◇				◇	◇		◇		○											◇										
	船員の雇用状況を示す書類 ・船員の雇用契約書（写） ・船員募集状況を示す書類　等	△	△	△	△	△	△	○											△	△		△		△		△														
	載貨重量トン鑑定書（写）*2		▲	○										※	※				○																					
	法人の登記事項証明書																											○*1												
	貸借対照表　等																	○*9*10																						
	借入先の氏名及び事業者との関係 借入金額及び利息																	○*9*10																						
	貸借対照表等の内訳確認資料																	○*9*10																						
	過去２年分の損益計算書																	○*9*10																						
	財産的基礎を有していることの宣言書																	○*9																						

△→船員を配乗する者のみ　▲→登録内容と異なる場合のみ　■→内航貨物定期航路事業を行う者のみ　◇→船舶所有者のみ　☆→船舶登録事項証明書がない場合のみ　※→重量トン数変更の場合のみ

*1　「貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化手続き」での提出の場合不要
*2　局間連絡に必要な書類（ＯＷ局→ＯＰ局）
*3　新造・改造の報告については平成19年９月27日付 事務連絡「新造船・改造船完成報告の取扱いについて」を参照のこと
*4 内航運送約款設定届出書(事前)
*5 内航運送約款変更届出書(事前)
*6 事業を休止してから、３０日以内に行うこと。変更登録申請も併せて提出。使用船舶に係る登録事項証明書(抹消）及び売買契約書等を添付すること。
*7 事業を廃止してから、３０日以内に行うこと。使用船舶に係る登録事項証明書(抹消）及び売買契約書等を添付すること。
*8 別表１
*9 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに行わせること。
*10　「船舶管理業の財産的基礎の具体的基準及び申請手続きについて（令和4年3月28日付国海内第323号）」３．（１）①～③による審査を受ける場合に提出させること。
*11 令和4年4月1日から令和4年6月30日までに行わせること。
*12 船舶管理契約に基づく契約形態に限る。